

《令和 6 年 11 月 運行管理者試験センター公開》

**令和 5 年度 運行管理者試験【貨物】**

**C B T 試験 出題例**

(制限時間 90 分)

1. 貨物自動車運送事業法関係

問 1 貨物自動車運送事業に関する次の記述のうち、正しいものをすべて選びなさい。  
なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 一般貨物自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償、無償に関わらず、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。
2. 特定貨物自動車運送事業とは、特定の者の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいう。
3. 貨物自動車運送事業法は、貨物自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするとともに、貨物自動車運送に関するこの法律及びこの法律に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動を促進することにより、輸送の安全を確保するとともに、貨物自動車運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。
4. 一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受けた者は、その取消しの日から 2 年を経過しなければ、新たに一般貨物自動車運送事業の許可を受けることができない。

問2 貨物自動車運送事業法等に規定する運行管理者等の義務及び選任についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選びなさい。  
(※法改正により一部改変)

1. 運行管理者は、誠実にその業務を行わなければならない。
2. 一般貨物自動車運送事業者は、運行管理者に対し、法令で定める業務を行うため必要な **A** を与えなければならない。
3. 一般貨物自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならないが、事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う **B** に従わなければならない。
4. 一般貨物自動車運送事業者等は、一般貨物自動車運送事業の許可を受けた後、速やかに、事業用自動車（被けん引自動車を除く。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を **C** で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に1を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。
5. 一の営業所において複数の運行管理者を選任する一般貨物自動車運送事業者等は、それらの業務を統括する **D** を選任しなければならない。

A : ① 権限                      ② 地位

B : ① 勧告                      ② 指導

C : ① 20                        ② 30

D : ① 安全管理者              ② 運行管理者

問3 次の記述のうち、一般貨物自動車運送事業の運行管理者が行わなければならない業務として、誤っているものを1つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 乗務員等が有効に利用することができるように、休憩に必要な施設を整備し、及び乗務員等に睡眠を与える必要がある場合にあつては睡眠に必要な施設を整備し、並びにこれらの施設を適切に管理し、及び保守すること。
2. 一般貨物自動車運送事業者により運転者として選任された者以外の者を事業用自動車の運行の業務に従事させないこと。
3. 事業用自動車に備えられた非常信号用具及び消火器の取扱いについて、当該事業用自動車の乗務員等に対する適切な指導を行うこと。
4. 法令の規定により、運転者等ごとに運転者等台帳を作成し、営業所に備え置くこと。

問4 貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者に対する点呼についての法令等の定めに関する次の記述のうち、**正しいものをすべて**選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 貨物自動車運送事業者は、点呼に用いるアルコール検知器を常時有効に保持しなければならない。このため、確実に酒気を帯びていない者が当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと及び洗口液等アルコールを含有する液体又はこれを希釈したものをスプレー等により口内に噴霧した上で、当該アルコール検知器を使用した場合にアルコールを検知すること等により、定期的に故障の有無を確認しなければならない。
2. 運行管理者の業務を補助させるための者（補助者）を選任し、点呼の一部を行わせる場合であっても、当該営業所において選任されている運行管理者が行う点呼は、点呼を行うべき総回数の少なくとも2分の1以上でなければならない。
3. 業務前の点呼においては、営業所に備えるアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無を確認できる場合であっても、運転者の状態を目視等で確認しなければならない。
4. 運転者に対して点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容並びに法令に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を1年間保存すること。

問5 次の自動車事故に関する記述のうち、一般貨物自動車運送事業者が自動車事故報告規則に基づき運輸支局長等に**速報を要するものをすべて**選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業用自動車が高架橋に停車していた自家用貨物自動車に気づくのが遅れ、当該事業用自動車がこの自家用貨物自動車に追突し、さらに後続の自家用乗用自動車も当該事業用自動車に追突する事故となり、この事故により当該事業用自動車の運転者1人が重傷、追突された自家用貨物自動車の運転者1人及び後続の自家用乗用自動車に乗車していた4人が軽傷を負った。
2. 事業用自動車が高速度自動車国道法に定める高速度自動車国道において、路肩に停車中の車両に追突したため、後続車6台が衝突する多重事故が発生し、この事故により6人が重傷、4人が軽傷を負った。
3. 事業用自動車の運転者が、ハンドル操作を誤り道路のガードレールに接触する事故を起こし、軽傷を負った。事故処理を担当した警察官が当該運転者への事情聴取中に酒臭さを感じたため呼気検査を実施したところ、道路交通法の規定に違反する酒気帯び運転をしていたことが発覚した。
4. 事業用自動車が行進中、鉄道施設である高架橋の下を通過しようとしたところ、積載していた建設用機械の側部が橋脚に衝突し、当該橋脚を損傷させた。鉄道施設の安全確認作業の影響で、3時間にわたり本線において鉄道車両の運転を休止させた。

問 6 一般貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の過労運転の防止等についての法令等の定めに関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。（※法改正により一部改変）

1. 事業者は、乗務員等が有効に利用することができるように、休憩に必要な施設を整備し、及び乗務員等に睡眠を与える必要がある場合にあつては睡眠に必要な施設を整備しなければならない。ただし、休憩・睡眠施設が設けられている場合であっても、施設・寝具等が、不潔な状態にある施設は、有効に利用することができる施設には該当しない。
2. 事業者は、乗務員等の生活状況を把握し、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全に運行の業務を遂行し、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させてはならない。
3. 運転者が一の運行における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間（ただし、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）に定める自動車運転者がフェリーに乗船している時間のうち休息期間とされる時間を除く。）は、144 時間を超えてはならない。
4. 事業者は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

問 7 一般貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の事業用自動車の運行の安全を確保するために、事業者が国土交通省告示等に基づき運転者に対して行わなければならない指導監督及び特定の運転者に対して行わなければならない特別な指導に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者が行う事故惹起運転者に対する特別な指導については、当該交通事故を引き起こした後再度事業用自動車に乗務する前に実施する。ただし、やむを得ない事情がある場合には、再度乗務を開始した後 1 ヶ月以内 to 実施する。なお、外部の専門的機関における指導講習を受講する予定である場合は、この限りでない。
2. 事業者は、事業用自動車の運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者であつて、当該事業者において初めて事業用自動車に乗務する前 3 年間に他の事業者によって運転者として常時選任されたことがない者には、初任運転者を対象とする特別な指導について、初めて事業用自動車に乗務する前に実施する。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後 3 ヶ月以内 to 実施する。
3. 事業者は、軽傷者（法令で定める傷害を受けた者）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の 1 年間に交通事故を引き起こした運転者に対し、国土交通大臣が告示で定める適性診断であつて国土交通大臣の認定を受けたものを受診させること。
4. 事業者は、法令に基づき事業用自動車の運転者を常時選任するために新たに雇い入れた場合には、当該運転者について、自動車安全運転センターが交付する無事故・無違反証明書又は運転記録証明書等により、雇い入れる前の事故歴を把握し、事故惹起運転者に該当するか否かを確認すること。

問 8 一般貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の運行指示書による指示等に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、業務前及び業務後の点呼のいずれも対面等で行うことができない業務を含む運行ごとに、「運行に際して注意を要する箇所の位置」等の所定の事項を記載した運行指示書を作成し、これにより事業用自動車の運転者等に対し適切な指示を行い、及びこれを当該運転者等に携行させなければならない。
2. 事業者は、運行指示書の作成を要する運行の途中において、「運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時」に変更が生じた場合には、運行指示書の写しに当該変更の内容を記載し、これにより運転者等に対し電話その他の方法により、当該変更の内容について適切な指示を行わなければならない。この場合、当該運転者等が携行している運行指示書への当該変更内容の記載を省略させることができる。
3. 事業者は、運行指示書の作成を要しない運行の途中において、事業用自動車の運転者等に業務前及び業務後の点呼のいずれも対面等で行うことができない業務を行わせることとなった場合には、当該業務以後の運行について、所定の事項を記載した運行指示書を作成し、及びこれにより当該運転者等に対し電話その他の方法により適切な指示を行わなければならない。
4. 事業者は、法令の規定により運行指示書を作成した場合には、当該運行指示書を、運行を計画した日から1年間保存しなければならない。

## 2. 道路運送車両法関係

問 9 自動車の登録等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 登録を受けた自動車（自動車抵当法第2条ただし書きに規定する大型特殊自動車を除く。）の所有権の得喪は、登録を受けなければ、第三者に対抗することができない。
2. 登録自動車の所有者は、当該自動車が滅失し、解体し（整備又は改造のために解体する場合を除く。）、又は自動車の用途を廃止したときは、その事由があった日（使用済自動車の解体である場合には解体報告記録がなされたことを知った日）から15日以内に、永久抹消登録の申請をしなければならない。
3. 登録自動車の所有者は、当該自動車の自動車登録番号標の封印が滅失した場合には、国土交通大臣又は封印取付受託者の行う封印の取付けを受けなければならない。
4. 臨時運行の許可を受けた者は、臨時運行許可証の有効期間が満了したときは、その日から15日以内に、臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標を許可に係る行政庁に返納しなければならない。

問 10 自動車の検査等についての次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。
2. 自動車の使用者は、自動車の長さ、幅又は高さを変更したときは、法令で定める場合を除き、その事由があった日から30日以内に、当該変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の変更記録を受けなければならない。
3. 自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）は、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。
4. 自動車は、自動車検査証又は当該自動車検査証の写しを備え付け、かつ、検査標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。

問 11 道路運送車両法に定める自動車の点検整備等に関する次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選びなさい。

1. 自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、道路運送車両法の規定により定期点検整備を実施したときは、遅滞なく、点検の結果、整備の概要等所定事項を記載して、その記載の日から  間保存しなければならない。
2. 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ  をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。
3. 大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から  以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様である。
4. 道路運送車両法第54条の2の規定による整備命令を受けた自動車の  は、当該命令を受けた日から15日以内に、地方運輸局長に対し、保安基準に適合させるために必要な整備を行った当該自動車及び当該自動車に係る自動車検査証を提示しなければならない。

- A : ① 1年            ② 2年  
B : ① 整備           ② 検査  
C : ① 15日           ② 30日  
D : ① 所有者        ② 使用者

問12 道路運送車両の保安基準及びその細目を定める告示についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上のものの原動機には、自動車が時速100キロメートルを超えて走行しないよう燃料の供給を調整し、かつ、自動車の速度の制御を円滑に行うことができるものとして、告示で定める基準に適合する速度抑制装置を備えなければならない。
2. 貨物の運送の用に供する普通自動車であって車両総重量が7トン以上のものの後面には、所定の後部反射器を備えるほか、反射光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合する大型後部反射器を備えなければならない。
3. 自動車（法令に規定する自動車を除く。）の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し告示で定める基準に適合する突入防止装置を備えなければならない。ただし、告示で定める構造の自動車にあつては、この限りでない。
4. 自動車に備える停止表示器材は、夜間200メートルの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであることなど告示で定める基準に適合するものでなければならない。

### 3. 道路交通法関係

問13 道路交通法に定める用語の定義等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 車両通行帯とは、車両が道路の定められた部分を通行すべきことが道路標示により示されている場合における当該道路標示により示されている道路の部分を用いる。
2. 中型自動車とは、大型自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車以外の自動車で、車両総重量が7,500キログラム以上11,000キログラム未満のもの、最大積載量が4,500キログラム以上6,500キログラム未満のもの又は乗車定員が11人以上29人以下のものをいう。
3. 路側帯とは、歩行者及び自転車の通行の用に供するため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたものをいう。
4. 進行妨害とは、車両等が、進行を継続し、又は始めた場合においては危険を防止するため他の車両等がその速度又は方向を急に変更しなければならないこととなるおそれがあるときに、その進行を継続し、又は始めることをいう。

問 14 道路交通法に定める駐車を禁止する場所についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 車両は、道路工事が行なわれている場合における当該工事区域の側端から5メートル以内の道路の部分においては、駐車してはならない。
2. 車両は、消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽の側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の道路の部分においては、駐車してはならない。
3. 車両は、人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から5メートル以内の道路の部分においては、駐車してはならない。
4. 車両は、都道府県公安委員会が交通がひんぱんでないと認めて指定した区域を除き、法令の規定により駐車する場合に当該車両の右側の道路上に3.5メートル（道路標識等により距離が指定されているときは、その距離）以上の余地がないこととなる場所においては、駐車してはならない。

問 15 道路交通法に定める横断歩行者等の保護のための通行方法についての次の文中、A、B、Cに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選びなさい。

1. 車両等は、横断歩道に接近する場合には、当該横断歩道を通過する際に当該横断歩道によりその進路の前方を横断しようとする歩行者がないことが明らかな場合を除き、当該横断歩道の直前で **A** しなければならない。この場合において、横断歩道によりその進路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者があるときは、当該横断歩道の直前で **B**、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない。
2. 車両等は、横断歩道（当該車両等が通過する際に信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等により当該横断歩道による歩行者等の横断が禁止されているものを除く。）又はその手前の直前で停止している車両等がある場合において、当該停止している車両等の側方を通過してその前方に出ようとするときは、 **C** しなければならない。

A : ① 停止することができるような速度で進行

② 徐行又は一時停止を

B : ① 徐行し

② 一時停止し

C : ① 安全な速度で進行

② その前方に出る前に一時停止

問 16 次に掲げる標識に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

1. 車両総重量が 9,800 キログラムで最大積載量が 5,500 キログラムの特定中型自動車（専ら人を運搬する構造のもの以外のもの）は通行してはならない。



「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める様式  
文字及び記号を青色、斜めの帯及び枠を赤色、縁及び地を白色とする。

2. 車両は、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、8時から20時までの間は、停車し、又は駐車してはならない。



「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める様式  
斜めの帯及び枠を赤色、文字及び縁を白色、地を青色とする。

3. 図の標識は、この先の道路の幅員が狭くなることを表している。



「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める様式  
縁線、文字及び記号を黒色、縁及び地を黄色とする。

4. 車両は横断（道路外の施設又は場所へ出入りするための左折を伴う横断を除く。）  
することができない。



「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める様式  
文字及び記号を青色、斜めの帯及び枠を赤色、縁及び地を白色とする。

問 17 道路交通法に定める運転者の遵守事項等についての次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 車両等の運転者は、児童、幼児等の乗降のため、道路運送車両の保安基準に関する規定に定める非常点滅表示灯をつけて停車している通学通園バス（専ら小学校、幼稚園等に通う児童、幼児等を運送するために使用する自動車で政令で定めるものをいう。）の側方を通過するときは、徐行して安全を確認しなければならない。
2. 自動車の運転者は、故障その他の理由により高速自動車国道等の本線車道等において当該自動車を運転することができなくなったときは、道路交通法施行令で定めるところにより、夜間以外の時間にあっても当該自動車が停止している場所がトンネルの中その他視界が 100 メートル以下である場所の場合は、夜間用停止表示器材を後方から進行してくる自動車の運転者が見やすい位置に置いて、当該自動車が故障その他の理由により停止しているものであることを表示しなければならない。
3. 運転免許（仮運転免許を除く。）を受けた者が自動車等の運転に関し、当該自動車等の交通による人の死傷があった場合において、道路交通法第 72 条第 1 項前段の規定（交通事故があったときは、直ちに自動車等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。）に違反したときは、その者が当該違反をしたときにおけるその者の住所地を管轄する都道府県公安委員会は、その者の運転免許を取り消すことができる。
4. 停留所において乗客の乗降のため停車していた乗合自動車が発進するため進路を変更しようとして手又は方向指示器により合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度を急に変更しなければならないこととなる場合にあっても、当該合図をした乗合自動車の進路の変更を妨げてはならない。

#### 4. 労働基準法関係

問18 労働基準法（以下「法」という。）の定めに関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の100分の80以上の手当を支払わなければならない。
2. 使用者は、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後30日間並びに産前産後の女性が法第65条（産前産後）の規定によって休業する期間及びその後30日間は、解雇してはならない。ただし、使用者が、法第81条の規定によって打切補償を支払う場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合においては、この限りでない。
3. 使用者は、労働者が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合においては、拒んではならない。ただし、権利の行使又は公の職務の執行に妨げがない限り、請求された時刻を変更することができる。
4. 法第20条（解雇の予告）の規定は、法に定める期間を超えて引き続き使用されない限りにおいて、「日日雇い入れられる者」、「1ヵ月以内の期間を定めて使用される者」、「季節的業務に6ヵ月以内の期間を定めて使用される者」又は「試の使用期間中の者」のいずれかに該当する労働者については適用しない。

問19 労働基準法（以下「法」という。）の定めに関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 使用者は、労働者に、休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、労働させてはならない。また、1週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き1日について8時間を超えて、労働させてはならない。ただし、別に法令等で定める場合は、この限りではない。
2. 使用者は、労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。
3. 使用者が、法の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の3割以上6割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。
4. 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、法定労働時間又は法定休日に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

問 20 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。)に定める貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者(以下「トラック運転者」という。)の拘束時間等に関する次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選びなさい。(※法改正により一部改変)

1. 使用者は、トラック運転者に労働基準法第 35 条の休日に労働させる場合は、当該労働させる休日は 2 週間について  を超えないものとし、当該休日の労働によって改善基準告示第 4 条第 1 項に定める拘束時間及び  を超えないものとする。
2. トラック運転者が同時に 1 台の自動車に 2 人以上乗務する場合であって、車両内に身体を伸ばして休息できる設備があるときは、最大拘束時間を  まで延長するとともに、休息期間を  まで短縮することができる。

- A : ① 1 回                      ② 2 回  
B : ① 連続運転時間          ② 最大拘束時間  
C : ① 20 時間                  ② 22 時間  
D : ① 4 時間                    ② 6 時間

問 21 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」等に定める貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者(以下「トラック運転者」という。)の拘束時間等の規定に関する次の記述のうち、正しいものをすべて選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。(※法改正により一部改変)

1. 業務の必要上やむを得ない場合には、当分の間、2 暦日についての拘束時間が 21 時間を超えず、かつ、勤務終了後、継続 20 時間以上の休息期間を与える場合に限り、トラック運転者を隔日勤務に就かせることができる。ただし、厚生労働省労働基準局長が定める施設において、夜間 4 時間以上の仮眠を与える場合には、2 週間についての拘束時間が 126 時間を超えない範囲において、当該 2 週間について 3 回を限度に、2 暦日の拘束時間を 24 時間まで延長することができる。
2. 拘束時間とは、始業時間から終業時間までの時間で、休憩時間を除く労働時間の合計をいう。
3. トラック運転者の拘束時間については、1 ヶ月について 284 時間を超えず、かつ、1 年について 3,300 時間を超えないものとする。ただし、労使協定により、1 年について 6 ヶ月までは、1 ヶ月について 316 時間まで延長することができ、かつ、1 年について 3,400 時間まで延長することができるものとする。
4. 業務の必要上、トラック運転者に勤務の終了後継続 9 時間(改善基準告示第 4 条第 1 項第 3 号ただし書に該当する場合は継続 8 時間)以上の休息期間を与えることが困難な場合、当分の間、一定期間における全勤務回数の 2 分の 1 を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができる。この場合において、分割された休息期間は、1 回当たり継続 3 時間以上とし、2 分割又は 3 分割とする。また、1 日において、2 分割の場合は合計 10 時間以上、3 分割の場合は合計 12 時間以上の休息期間を与えなければならない。

問 22 下表の1～4は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の2週間の運転時間の例を示したものであるが、このうち、すべての日を特定日とした2日を平均して1日当たりの運転時間及び2週間を平均し1週間当たりの運転時間がともに「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に適合するものを1つ選びなさい。  
 なお、解答にあたっては、下表に示された内容以外は考慮しないものとする。

1.		← 第1週 →							← 第2週 →							2週間の 運転時間計
		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	
運転時間 (時間)	休日	4	5	6	9	10	9	休日	5	6	7	8	10	8	休日	
																87時間

(注1) 2週間の起算日は、1日とする。  
 (注2) 各労働日の始業時刻は午前8時とする。

2.		← 第1週 →							← 第2週 →							2週間の 運転時間計
		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	
運転時間 (時間)	休日	4	8	9	9	10	5	休日	5	8	8	10	9	4	休日	
																89時間

(注1) 2週間の起算日は、1日とする。  
 (注2) 各労働日の始業時刻は午前8時とする。

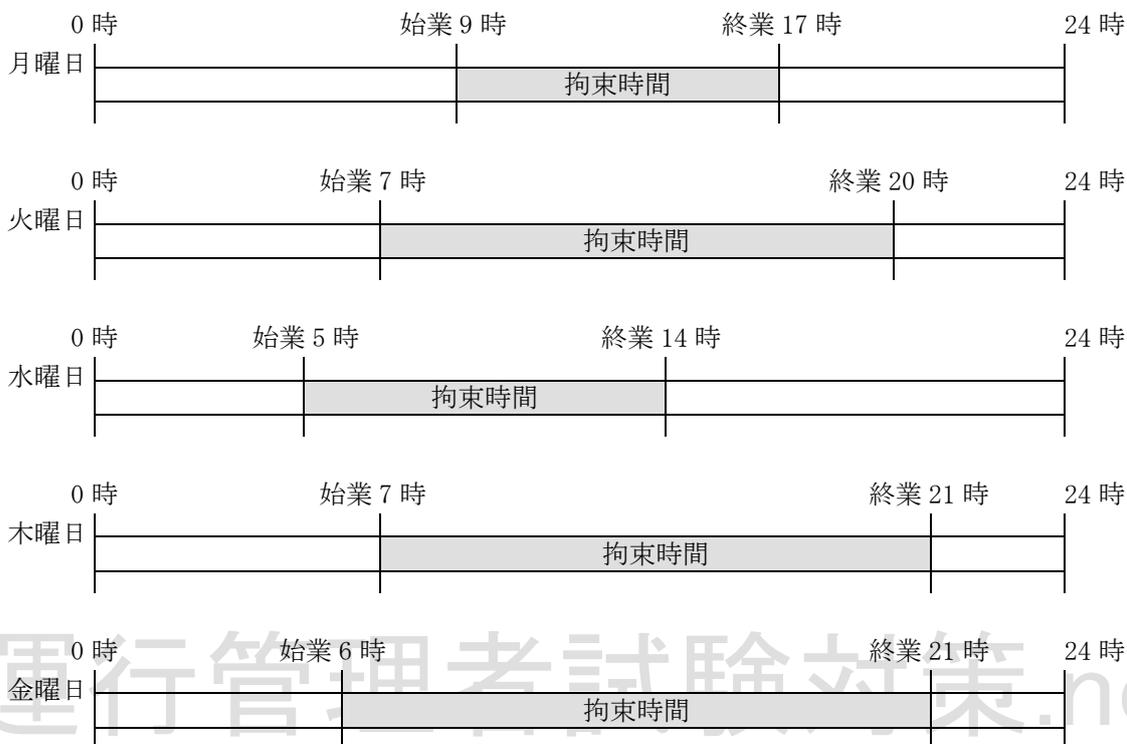
3.		← 第1週 →							← 第2週 →							2週間の 運転時間計
		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	
運転時間 (時間)	休日	5	9	10	7	9	5	休日	5	8	10	9	7	4	休日	
																88時間

(注1) 2週間の起算日は、1日とする。  
 (注2) 各労働日の始業時刻は午前8時とする。

4.		← 第1週 →							← 第2週 →							2週間の 運転時間計
		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	
運転時間 (時間)	休日	5	8	11	8	6	7	休日	5	9	10	8	6	7	休日	
																90時間

(注1) 2週間の起算日は、1日とする。  
 (注2) 各労働日の始業時刻は午前8時とする。

問 23 下図は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の 1 週間の勤務状況の例を示したものであるが、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。)に定める拘束時間等に関する次の記述のうち、**正しいものを 2 つ**選びなさい。ただし、すべて 1 人乗務の場合とする。なお、解答にあたっては、下図に示された内容及び各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。(※法改正により一部改変)



注) 土曜日及び日曜日は休日とする。

※本運行は、宿泊を伴う長距離貨物運送(1 週間における運行が全て法令に定める長距離貨物運送であり、かつ、一の運行における休息期間が、運転者の住所地以外の場所になる場合)には該当しないものとする。

1. 1 日についての拘束時間が改善基準告示に定める最大拘束時間に違反する勤務がある。
2. 1 日についての拘束時間が 14 時間を超える 1 週間についての回数は、改善基準告示における目安に違反している。
3. 月曜日に始まる勤務の 1 日についての拘束時間は、この 1 週間の勤務の中で 1 日についての拘束時間が最も短い。
4. 勤務終了後の休息期間が改善基準告示に違反するものはない。

## 5. 実務上の知識及び能力

問 24 事業用自動車の運転者に対する点呼の実施に関する次の記述のうち、適切なものをすべて選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。(※法改正により一部改変)

1. 運行の業務前の点呼においてアルコール検知器を使用するのは、身体に保有している酒気帯びの有無を確認するためのものであり、道路交通法施行令で定める呼気中のアルコール濃度1リットル当たり0.15ミリグラム以上であるか否かを判定するためのものではない。
2. 運行管理者は、業務前及び業務後の運転者に対し、原則、対面又は対面と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により点呼を実施しなければならないが、遠隔地で業務を開始又は終了する場合、車庫と営業所が離れている場合、又は運転者の出庫・帰庫が早朝・深夜であり、点呼を行う運行管理者が営業所に出勤していない場合等、運行上やむを得ない場合には、電話、その他の方法で行っている。
3. 通常は、運行管理者又は補助者による対面点呼が実施されているが、両者が休暇等で不在の時には、社内の運行管理体制に明記されていない事務員が代わりに点呼を行い、運行管理者にその内容を報告している。
4. 運行管理者が業務前の点呼において、運転者に対して酒気帯びの有無を確認しようとしたところ、営業所に設置されているアルコール検知器が停電により全て使用できなかったことから、当該運行管理者は、運転者に携帯させるために営業所に備えてある携帯型アルコール検知器を使用して酒気帯びの有無を確認した。

問25 運行管理者の役割等に関する次の記述のうち、適切なものをすべて選びなさい。  
なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者が、事業用自動車の定期点検を怠ったことが原因で重大事故を起こしたことにより、行政処分を受けることになった。この場合に、運行管理者は当該重大事故を含む運行管理業務上に一切問題がなくても、事業者に代わって事業用自動車の運行管理を行っていることから、運行管理者資格者証の返納を命じられる。
2. 運行管理者は、運行管理業務に精通し、確実に遂行しなければならない。そのためにも自動車輸送に関連する諸規制を理解し、実務知識を身につけると共に、日頃から運転者と積極的にコミュニケーションを図り、必要な場合にあつては運転者の声を自動車運送事業者に伝え、常に安全で明るい職場環境を築いていくことも重要な役割である。
3. 運行管理者は、運転者の指導教育を実施していく際、運転者一人ひとりの個性に応じた助言・指導（カウンセリング）を行うことも重要である。そのためには、日頃から運転者の性格や能力、事故歴のほか、場合によっては個人的な事情についても把握し、そして、これらに基づいて助言・指導を積み重ねることによって事故防止を図ることも重要な役割である。
4. 運行管理者は、事業者に代わって法令に定められた事業用自動車の運行の安全確保に関する業務を行い、交通事故を防止するという重要な役割を果たすことが求められていることから、運行管理者以外に複数の補助者を選任し運行管理業務に当たらせ、運行管理者は運行管理に関し、これらの補助者の指導・監督のみを行っている。

問26 一般貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）が行う事業用自動車の運転者の健康管理に関する次の記述のうち、適切なものをすべて選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

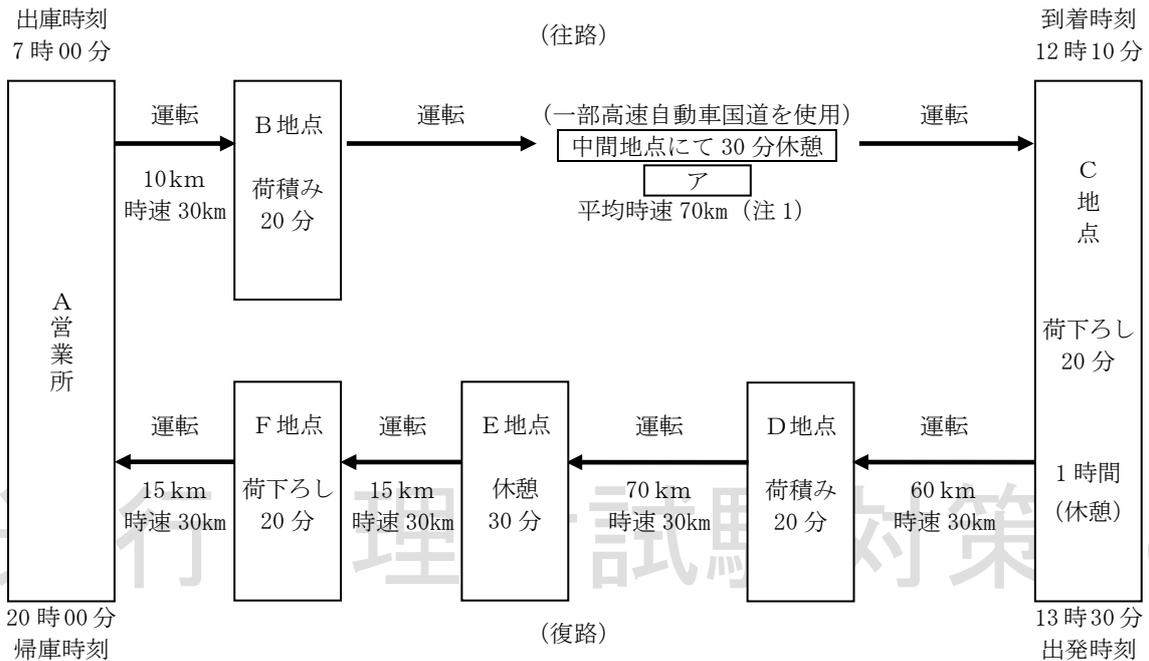
1. 事業者は、深夜業（22時～5時）を含む業務に常時従事する運転者に対し、法令に定める定期健康診断を6ヵ月以内ごとに1回、必ず、定期的に受診させるようにしている。
2. 睡眠時無呼吸症候群（SAS）は、大きないびきや昼間の強い眠気など容易に自覚症状を感じやすいので、事業者は、自覚症状を感じていると自己申告をした運転者に限定して、SASスクリーニング検査を実施している。
3. トラック運転者は、単独で判断する、連続作業をする、とっさの対応が必要、同じ姿勢で何時間も過ごすなどから、心身の状態が運行に及ぼす影響は大きく、健康な状態を保持することが必要不可欠である。このため、事業者は、運転者が運転中に体調の異常を感じたときには、運行継続の可否を自らの判断で行うよう指導している。
4. 運転者が脳検診において、異常所見の疑いが認められたため、当該運転者に脳検診を再受診させたところ、医師から診断結果に基づき、乗務時間を減らすなど、乗務の際の配慮が必要であるとの意見があった。このため、事業者は、医師からの意見等を勘案し、当該運転者について、乗務時間の短縮、夜間乗務の回数の削減等の就業上の措置を決定している。



問 29 荷主から貨物自動車運送事業者に対し、往路と復路において、それぞれ荷積みと荷下ろしを行うよう運送の依頼があった。これを受けて運行管理者は下の図に示す運行計画を立てた。この運行に関する次の1～3の記述について、解答しなさい。なお、解答にあたっては、<運行計画>及び各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。(※法改正により一部改変)

<運行計画>

B地点から、重量が5,500キログラムの荷物をC地点に運び、その後、戻りの便にて、D地点から5,250キログラムの荷物をF地点に運ぶ行程とする。当該運行は、最大積載量6,250キログラムの貨物自動車を使用し、運転者1人乗務とする。



(注1) 平均時速の算出にあたっては、中間地点における30分休憩は含まれない。

(注2) 「高速自動車国道のサービスエリア等に駐車又は停車できないため、やむを得ず連続運転時間を延長できる場合」には該当しないものとする。

1. 当該運行においてA営業所を7時00分に出庫し、C地点に12時10分に到着するとした場合、B地点とC地点の距離アは何キロメートルになるか、次の①～③の中から正しいものを1つ選びなさい。

- ① 280キロメートル      ② 294キロメートル      ③ 315キロメートル

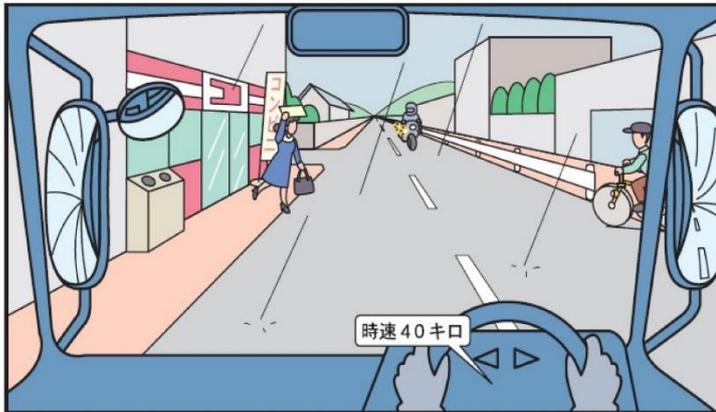
2. 当該運転者は前日の運転時間が8時間40分であり、また、翌日の運転時間を8時間40分とした場合、当日を特定の日とした場合の2日を平均して1日当たりの運転時間が「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。)に違反しているか否かについて、正しいものを1つ選びなさい。

- ① 違反していない      ② 違反している

3. 当日の全運行において、連続運転時間は「改善基準告示」に、違反しているか否かについて、正しいものを1つ選びなさい。

- ① 違反していない      ② 違反している

問 30 運行管理者が運転者に対し実施する危険予知訓練に関し、下図の交通場面の状況において考えられる<運転者が予知すべき危険要因>とそれに対応する<運行管理者による指導事項>として、**最もふさわしいものを<選択肢の組み合わせ>1~8の中から3つ**選びなさい。なお、解答にあたっては、【交通場面の状況等】に記載されている事項及び下図の状況以外は考慮しないものとする。



【交通場面の状況等】

- ・雨が降り始めた片側1車線の道路を走行している。
- ・対向自動二輪車が右折の合図を出している。
- ・歩行者と自転車が前方に見える。

<運転者が予知すべき危険要因>

- ① 右折の合図を出している自動二輪車が右折をしてくると衝突する危険がある。
- ② 左折する時に自転車が気づくのが遅れると衝突する危険がある。
- ③ 道路の左側にいる歩行者が、雨が降り始めたので早く行こうと道路を横断してくるとはねる危険がある。
- ④ 急停止すると後続車に追突される危険がある。
- ⑤ 雨が降り始めたので、道路右側にいる自転車があわてて道路を横断してくると衝突する危険がある。

<運行管理者による指導事項>

- ア 雨天時は、視界が悪くなり見にくくなるため、ヘッドライトを点灯させること。
- イ 雨の降り始めは路面が滑りやすく停止距離が長くなるため、速度を落とし、対向車線の他車の動向に注意して走行すること。
- ウ 雨の降り始めは傘を持たない歩行者が、早く行こうとして安全を確認しないまま道路を横断してくることがあるので、いつでも停止できる速度に落として進行すること。
- エ 歩行者の動きに気をとられることで、自転車を見落とすおそれがあるので、左右の動向に注意して進行すること。
- オ 雨が降り始めたら速度を落とし、先行車と十分に車間距離をとって進行すること。

<選択肢の組み合わせ>

1. ①ーイ
2. ②ーウ
3. ③ーオ
4. ④ーエ
5. ⑤ーア
6. ③ーウ
7. ④ーア
8. ⑤ーエ

## 令和5年度試験 CBT試験 出題例 解答・解説

問1	問2		問3	問4	問5	問6
2,3	A① B② C② D②		1	1,3,4	2,3	2
問7	問8	問9	問10	問11		問12
1,4	1,3	4	1,3	A① B① C① D②		1
問13	問14	問15		問16	問17	問18
3	3	A① B② C②		3	1,3	2,3
問19	問20		問21	問22	問23	問24
3	A① B② C① D①		1,4	3	2,4	1,4
問25	問26	問27	問28		問29	
2,3	1,4	2,3	A① B② C①		1.① 2.② 3.②	
					1,6,8	

直近5回分の過去問については、専用 Web サイト(<https://www.unkan-net.com/>)  
で販売している【運行管理者試験合格必勝セット】に含まれる過去問題集と同一内容  
のものとなりますので、印刷はご遠慮ください。(※禁止設定をしております)  
有料商品をサービス公開しているものですので、何卒ご理解ください。



<p>●凡例</p> <p>1. 貨物自動車運送事業法          事業法……………貨物自動車運送事業法          事業法施行規則……………貨物自動車運送事業法施行規則          安全規則……………貨物自動車運送事業輸送安全規則          事故報告規則……………自動車事故報告規則          指導監督の指針……………貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針</p> <p>2. 道路運送車両法          車両法……………道路運送車両法          車両法施行規則……………道路運送車両法施行規則          保安基準……………道路運送車両の保安基準          細目告示……………道路運送車両の保安基準の細目を定める告示          点検基準……………自動車点検基準</p> <p>3. 道路交通法          道交法……………道路交通法          道交法施行令……………道路交通法施行令          道交法施行規則……………道路交通法施行規則</p> <p>4. 労働基準法          労基法……………労働基準法          安衛法……………労働安全衛生法          衛生規則……………労働安全衛生規則          改善基準……………自動車運転者の労働時間等の改善のための基準</p> <p>5. 実務上の知識及び能力          安全規則解釈運用……………貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について</p>
--

問1 正解 2, 3

1. 誤り。一般貨物自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、**有償で**、自動車を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。「無償」の場合は該当しない（事業法 2 条 2 項）。
2. 正しい。（事業法 2 条 3 項）
3. 正しい。（事業法 1 条）
4. 誤り。一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受けた者は、その取消しの日から **5 年**を経過しなければ、新たに一般貨物自動車運送事業の許可を受けることができない（事業法 5 条 2 号）。

問2 正解 A① B② C② D②

（事業法 20 条 1 項、2 項、3 項、安全規則 18 条 1 項、2 項）

1. 運行管理者は、誠実にその業務を行わなければならない。
2. 一般貨物自動車運送事業者は、運行管理者に対し、法令で定める業務を行うため必要な **(A = 権限)** を与えなければならない。
3. 一般貨物自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならないが、事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う **(B = 指導)** に従わなければならない。
4. 一般貨物自動車運送事業者等は、一般貨物自動車運送事業の許可を受けた後、速やかに、事業用自動車（被けん引自動車を除く。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を **(C = 30)** で除して得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に 1 を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。
5. 一の営業所において複数の運行管理者を選任する一般貨物自動車運送事業者等は、それらの業務を統括する **(D = 運行管理者)** を選任しなければならない。

問3 正解 1

1. 誤り。運行管理者の業務は、**「乗務員等が休憩又は睡眠のために利用することができる施設を適切に管理すること」**である（安全規則 20 条 1 項 2 号）。**施設の整備や保守については事業者の義務**であり、運行管理者の業務ではない（同規則 3 条 3 項）。
2. 正しい。（安全規則 20 条 1 項 1 号）
3. 正しい。（安全規則 20 条 1 項 14 号）
4. 正しい。（安全規則 20 条 1 項 13 号）

問4 正解 1, 3, 4

1. 正しい。（安全規則 7 条 4 項、安全規則解釈運用 7 条 2. (4)）
2. 誤り。補助者に点呼の一部を行わせる場合でも、当該営業所において選任されている運行管理者が行う点呼は、点呼を行うべき総回数 **の少なくとも 3 分の 1 以上** でなければならない（安全規則解釈運用 7 条 1. (14)）。
3. 正しい。（安全規則 7 条 4 項）
4. 正しい。（安全規則 7 条 5 項）

問5 正解 2, 3

1. **速報を要しない**。「**5 人以上の重傷者**を生じた事故」や「**10 人以上の負傷者**を生じた事故」があった場合には事故の速報を要するが（事故報告規則 4 条 1 項 2 号口、3 号）、本肢の場合、**重傷者は 1 人であり、負傷者の合計は 6 人（重傷 1 人 + 軽傷 5 人）**なので、**速報が必要な事故には該当しない**。なお、人数にかかわらず、重傷者が生じた事故には該当するので、事故の「報告」は必要である（同規則 2 条 3 号）。
2. **速報を要する**。本事故は「**5 人以上の重傷者**」や「**10 人以上の負傷者**」を生じたものに該当するので事故の速報を要する（事故報告規則 4 条 1 項 2 号口、3 号）。

3. 速報を要する。本事故は「酒気帯び運転を伴うもの」に該当するので事故の速報を要する（事故報告規則 4 条 1 項 5 号）。
4. 速報を要しない。本事故は「法令に定める鉄道施設を損傷し、3 時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの」に該当するので事故の「報告」は要するが（事故報告規則 2 条 13 号）、速報までは要しない。

問 6 正解 2

1. 正しい。（安全規則 3 条 3 項、安全規則解釈運用 3 条 2. (1)）
2. 誤り。事業者は、乗務員等の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全に運行の業務を遂行し、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させてはならない（安全規則 3 条 6 項）。
3. 正しい。（令和 6 年国土交通省告示第 279 号）
4. 正しい。（安全規則 3 条 4 項）

問 7 正解 1, 4

1. 正しい。（指導監督の指針第 2 章 3）
2. 誤り。後半の記述が誤り。初任運転者に対する特別な指導は、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後 1 ヶ月以内 に実施する（指導監督の指針第 2 章 3）。
3. 誤り。適性診断の対象は、「軽傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の 3 年間に 交通事故を引き起こした運転者」である（指導監督の指針第 2 章 4）。
4. 正しい。（指導監督の指針第 2 章 5）

問 8 正解 1, 3

1. 正しい。（安全規則 9 条の 3 第 1 項）
2. 誤り。事業者は、運行指示書の作成を要する運行の途中において、「運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時」に変更が生じた場合には、運行指示書の写しに変更の内容を記載し、これにより運転者等に対し電話その他の方法により変更の内容について適切な指示を行い、及び運転者等が携行している運行指示書に変更の内容を記載させなければならない（安全規則 9 条の 3 第 2 項）。
3. 正しい。（安全規則 9 条の 3 第 3 項）
4. 誤り。運行指示書は、運行の終了の日 から 1 年間保存しなければならない（安全規則 9 条の 3 第 4 項）。「運行を計画した日」ではない。

問 9 正解 4

1. 正しい。（車両法 5 条）
2. 正しい。（車両法 15 条 1 項 1 号）
3. 正しい。（車両法 11 条 4 項）
4. 誤り。臨時運行許可証の有効期間が満了したときは、その日から 5 日以内 に、臨時運行許可証等を行政庁に返納しなければならない（車両法 35 条 6 項）。

問 10 正解 1, 3

1. 正しい。（車両法 61 条の 2 第 1 項）
2. 誤り。自動車の長さ、幅又は高さを変更した場合など、自動車検査証記録事項に変更があったときは、その事由があった日から 15 日以内 に、当該変更について、自動車検査証の変更記録を受けなければならない（車両法 67 条 1 項）。
3. 正しい。（車両法 58 条 1 項）
4. 誤り。自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、検査標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない（車両法 66 条 1 項）。自動車検査証は、写しではなく原本を備え付けなければならない。

問11 正解 A① B① C① D②

(車両法 47 条、49 条 1 項、52 条、54 条の 2 第 4 項、自動車点検基準 4 条 2 項)

1. 自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、道路運送車両法の規定により定期点検整備を実施したときは、遅滞なく、点検の結果、整備の概要等所定事項を記載して、その記載の日から (A=1 年) 間保存しなければならない。
2. 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ (B=整備) をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。
3. 大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から (C=15 日) 以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様である。
4. 道路運送車両法第 54 条の 2 の規定による整備命令を受けた自動車の (D=使用者) は、当該命令を受けた日から 15 日以内に、地方運輸局長に対し、保安基準に適合させるために必要な整備を行った当該自動車及び当該自動車に係る自動車検査証を提示しなければならない。

問12 正解 1

1. 誤り。車両総重量が 8 トン以上又は最大積載量が 5 トン以上の貨物自動車には、時速 90 キロメートルを超えて走行しないような速度抑制装置を備えなければならない (保安基準 8 条 4 項、5 項)。
2. 正しい。(保安基準 38 条の 2 第 1 項)
3. 正しい。(保安基準 18 条の 2 第 3 項)
4. 正しい。(細目告示 222 条 1 項 2 号)

問13 正解 3

1. 正しい。(道交法 2 条 1 項 7 号)
2. 正しい。(道交法施行規則 2 条)
3. 誤り。路側帯とは、歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたものをいう (道交法 2 条 1 項 3 号の 4)。「自転車の通行の用に供するためのもの」ではない。
4. 正しい。(道交法 2 条 1 項 22 号)

問14 正解 3

1. 正しい。(道交法 45 条 1 項 2 号)
2. 正しい。(道交法 45 条 1 項 3 号)
3. 誤り。駐車が禁止されているのは、人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から 3メートル以内の道路の部分である (道交法 45 条 1 項 1 号)。
4. 正しい。(道交法 45 条 2 項)

問15 正解 A① B② C② (道交法 38 条 1 項、2 項)

1. 車両等は、横断歩道に接近する場合には、当該横断歩道を通過する際に当該横断歩道によりその進路の前方を横断しようとする歩行者がないことが明らかな場合を除き、当該横断歩道の直前で (A=停止することができるような速度で進行) しなければならない。この場合において、横断歩道によりその進路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者があるときは、当該横断歩道の直前で (B=一時停止し)、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない。

2. 車両等は、横断歩道（当該車両等が通過する際に信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等により当該横断歩道による歩行者等の横断が禁止されているものを除く。）又はその手前の直前で停止している車両等がある場合において、当該停止している車両等の側方を通過してその前方に出ようとするときは、（C＝その前方に出る前に一時停止）しなければならない。

問 16 正解 3

肢 3 は、「前方で車線の数が少なくなる」ことを表す「車線数減少」の道路標識である。

※前方で幅員が狭くなることを表す「幅員減少」の道路標識は右図のような道路標識である。



問 17 正解 1, 3

1. 正しい。（道交法 71 条 2 号の 3）
2. 誤り。故障等により高速自動車国道等の本線車道等で自動車を運転することができなくなったときに夜間用停止表示器材を置かなければならないのは、夜間及び夜間以外の時間で当該自動車が停止している場所がトンネルの中その他視界が 200 メートル以下である場所の場合である（道交法 75 条の 11 第 1 項、道交法施行令 27 条の 6）。
3. 正しい。（道交法 103 条 2 項 4 号）
4. 誤り。停留所において乗客の乗降のため停車していた乗合自動車が発進するため進路を変更しようとして方向指示器等により合図をした場合には、その後方にある車両は、その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き、当該合図をした乗合自動車の進路の変更を妨げてはならない（道交法 31 条の 2）。

問 18 正解 2, 3

1. 誤り。使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、休業期間中当該労働者に、平均賃金の 100 分の 60 以上の手当を支払わなければならない（労基法 26 条）。
2. 正しい。（労基法 19 条 1 項）
3. 正しい。（労基法 7 条）
4. 誤り。解雇の予告の規定が適用されないのは、「日日雇い入れられる者」、「2 ヶ月以内の期間を定めて使用される者」、「季節的業務に 4 ヶ月以内の期間を定めて使用される者」又は「試の使用期間中の者」に該当する労働者である（労基法 21 条）。

問 19 正解 3

1. 正しい。（労基法 32 条）
2. 正しい。（労基法 34 条 1 項）
3. 誤り。法の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の 2 割 5 分以上 5 割以下の範囲内で政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない（労基法 37 条 1 項）。
4. 正しい。（労基法 36 条 1 項）

問 20 正解 A① B② C① D①（改善基準 4 条 4 項 2 号、5 項）

1. 使用者は、トラック運転者に労働基準法第 35 条の休日に労働させる場合は、当該労働させる休日は 2 週間について （A＝1 回）を超えないものとし、当該休日の労働によって改善基準告示第 4 条第 1 項に定める拘束時間及び （B＝最大拘束時間）を超えないものとする。
2. トラック運転者が同時に 1 台の自動車に 2 人以上乗務する場合であって、車両内に身体を伸ばして休息できる設備があるときは、最大拘束時間を （C＝20 時間）まで延長するとともに、休息期間を （D＝4 時間）まで短縮することができる。

#### 問 21 正解 1, 4

1. 正しい。(改善基準 4 条 4 項 3 号)
2. 誤り。拘束時間とは、始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間と休憩時間の合計時間をいう。
3. 誤り。後半の記述が誤り。労使協定により拘束時間を延長する場合、1 年について 6 ヶ月までは、1 ヶ月について 310 時間まで延長することができる(改善基準 4 条 1 項 1 号)。その他の記述は正しい。
4. 正しい。(改善基準 4 条 4 項 1 号)

#### 問 22 正解 3

運転時間は、2 日を平均し 1 日当たり 9 時間、2 週間を平均し 1 週間当たり 44 時間を超えてはならない(改善基準 4 条 1 項 6 号)。

1 日の運転時間の計算に当たっては、特定の日を起算日として前後 2 日ごとに区切り、その 2 日間の平均を算出し、「特定日の前日と特定日の運転時間の平均」と「特定日と特定日の翌日の運転時間の平均」が、ともに 9 時間を超えている場合は改善基準に違反していることになる。(※「どちらも 9 時間を超えていない場合」や「どちらか一方だけが 9 時間を超えている場合」は違反にはならない!)

1 週間の運転時間の計算に当たっては、特定の日を起算日として 2 週間ごとに区切り、その 2 週間ごとに平均を計算し、「2 週間を平均した 1 週間当たりの運転時間が 44 時間を超えている場合」は改善基準に違反していることになる。

以上を踏まえ、以下のように正誤判断をする。

1. 適合していない。1 日当たりの運転時間について、5 日を特定日とした場合、「特定日の前日(4 日)と特定日(5 日)の運転時間の平均」が  $(9 \text{ 時間} + 10 \text{ 時間}) \div 2 = 9.5 \text{ 時間}$ 、「特定日(5 日)と特定日の翌日(6 日)の運転時間の平均」が  $(10 \text{ 時間} + 9 \text{ 時間}) \div 2 = 9.5 \text{ 時間}$ であり、どちらも 9 時間を超えているため、改善基準に違反している。
2. 適合していない。1 日当たりの運転時間は、いずれの日を特定日としても「特定日の前日と特定日の運転時間の平均」と「特定日と特定日の翌日の運転時間の平均」がともに 9 時間を超えている日はないので改善基準に違反していないが、1 週間当たりの運転時間については、2 週間の運転時間の平均が  $89 \text{ 時間} \div 2 = 44.5 \text{ 時間}$ となり、44 時間を超えているため、改善基準に違反している。
3. 適合している。1 日当たりの運転時間は、いずれの日を特定日とした場合でも、「特定日の前日と特定日の運転時間の平均」と「特定日と特定日の翌日の運転時間の平均」がともに 9 時間を超えている日はないので、改善基準に違反していない。  
また、1 週間当たりの運転時間も、2 週間の運転時間の平均が  $88 \text{ 時間} \div 2 = 44 \text{ 時間}$ となり、44 時間を超えていないので、改善基準に違反していない。
4. 適合していない。1 日当たりの運転時間について、3 日を特定日とした場合、「特定日の前日(2 日)と特定日(3 日)の運転時間の平均」が  $(8 \text{ 時間} + 11 \text{ 時間}) \div 2 = 9.5 \text{ 時間}$ 、「特定日(3 日)と特定日の翌日(4 日)の運転時間の平均」が  $(11 \text{ 時間} + 8 \text{ 時間}) \div 2 = 9.5 \text{ 時間}$ であり、どちらも 9 時間を超えているため、改善基準に違反している。  
また、1 週間当たりの運転時間についても、2 週間の運転時間の平均が  $90 \text{ 時間} \div 2 = 45 \text{ 時間}$ となり、44 時間を超えているため、改善基準に違反している。

#### 問 23 正解 2, 4

宿泊を伴う長距離貨物運送に該当しない場合、1 日の最大拘束時間は 15 時間を超えてはならず、勤務終了後の休息期間は 9 時間を下回ってはならない(改善基準 4 条 1 項 3 号、5 号)。また、1 日の拘束時間が 14 時間を超える回数を目安は、1 週間について 2 回までとされている。

なお、1 日の拘束時間は、「始業時刻から起算して 24 時間のなかで拘束されていた時間」をいう。

各日の拘束時間・休息期間は以下ようになる。

<拘束時間>

- ・月曜：始業 9 時～終業 17 時(8 時間) + 火曜の 7 時～9 時(2 時間) = 10 時間  
(※月曜の拘束時間は「月曜の 9 時～火曜の 9 時の 24 時間の中で拘束されていた時間」なので、「火曜の 7 時～9 時」は、月曜の拘束時間にも含まれる)
- ・火曜：始業 7 時～終業 20 時(13 時間) + 水曜の 5 時～7 時(2 時間) = 15 時間 (※肢 2)  
(※火曜の拘束時間は「火曜の 7 時～水曜の 7 時の 24 時間の中で拘束されていた時間」なので、「水曜の 5 時～7 時」は、火曜の拘束時間にも含まれる)
- ・水曜：始業 5 時～終業 14 時 = 9 時間 (※肢 3)
- ・木曜：始業 7 時～終業 21 時(14 時間) + 金曜の 6 時～7 時(1 時間) = 15 時間 (※肢 2)  
(※木曜の拘束時間は「木曜の 7 時～金曜の 7 時の 24 時間の中で拘束されていた時間」なので、「金曜の 6 時～7 時」は、木曜の拘束時間にも含まれる)
- ・金曜：始業 6 時～終業 21 時 = 15 時間 (※肢 2)

<休息期間>

- ・月曜：終業 17 時～火曜の始業 7 時 = 14 時間
  - ・火曜：終業 20 時～水曜の始業 5 時 = 9 時間
  - ・水曜：終業 14 時～木曜の始業 7 時 = 17 時間
  - ・木曜：終業 21 時～金曜の始業 6 時 = 9 時間
- } (※肢 4)

以上を踏まえ、以下のように正誤判断する。

1. 誤り。拘束時間が 15 時間を超えている日はないので、1 日についての拘束時間が改善基準に定める最大拘束時間に違反している勤務はない。
2. 正しい。拘束時間が 14 時間を超える回数が 2 回を超えている (= 火曜、木曜、金曜の 3 回ある) ので、1 日についての拘束時間が 14 時間を超える 1 週間についての回数は、改善基準における目安に違反している。
3. 誤り。この 1 週間の勤務の中で拘束時間が最も短いのは水曜日である。
4. 正しい。すべての日において、9 時間以上の休息期間を与えているので、勤務終了後の休息期間は、改善基準に違反するものはない。

問 24 正解 1, 4

1. 適切。酒気帯びの有無の確認について適切な記述である。酒気帯びの有無の判定は、道路交通法で定める呼気中のアルコール濃度 1 リットル当たり 0.15 ミリグラム以上であるか否かを問わないとされている (安全規則解釈運用 7 条 1. (13))。つまり、アルコール検知器による酒気帯びの有無の判定は、「アルコールが検知されるか否か」によって行うということである。
2. 適切でない。業務前点呼及び業務後点呼は、原則、対面等で行わなければならないが、運行上やむを得ない場合は電話その他の方法により行うことができる。ただし、電話その他の方法で点呼を行うことができる「運行上やむを得ない場合」とは、「遠隔地で業務を開始又は終了するため、運転者の所属営業所で対面点呼が実施できない場合」等をいう。  
「車庫と営業所が離れている場合」や「早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合」は「運行上やむを得ない場合」には該当しないので、電話その他の方法による点呼を行うことはできない (安全規則解釈運用 7 条 1. (1))。
3. 適切でない。点呼は、事業者によって選任された運行管理者又は補助者が行わなければならない (安全規則 20 条 1 項 8 号、安全規則解釈運用 18 条 4.)、社内の運行管理体制に明記されていない事務員が代わりに行うことは適切ではない。
4. 適切。点呼の実施について適切な記述である。事業者は、アルコール検知器を営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、酒気帯びの有無について確認を行う場合には、営業所に備えられたアルコール検知器で行わなければならない。

本肢の場合、停電という不可抗力によりアルコール検知器が使用できなくなったので、「アルコール検知器を常時有効に保持すること」に違反しているとはいえず、また、「営業所に備えられたアルコール検知器」には、「営業所に備え置かれた携帯型のもの」も含まれるので（安全規則解釈運用7条2.(3)）、営業所に備えてある携帯型アルコール検知器を使用して酒気帯びの有無を確認したことは適切である。

問25 正解2,3

1. 適切でない。本肢のように「事業用自動車の定期点検を怠ったこと」が原因で事故が起きたのであれば、事故の責任は事業者や整備管理者にあるといえる。したがって、運行管理業務上に一切問題がなければ、運行管理者が責任を負うことはない（＝運行管理者資格者証の返納を命じられることはない）と考えられる。
2. 適切。運行管理者の役割について適切な記述である。
3. 適切。運行管理者の役割について適切な記述である。
4. 適切でない。補助者の指導・監督については、運行管理者の業務のひとつだが、補助者は、運行管理者の履行補助を行う者であり、代理業務を行える者ではない（※ただし、点呼の一部を行うことは可能）（安全規則解釈運用18条4.）。したがって、複数の補助者に運行管理業務を行わせ、運行管理者が補助者の指導・監督のみを行うことは適切ではない。

問26 正解1,4

1. 適切。定期健康診断について適切な記述である。深夜業を含む業務に常時従事する者に対しては、当該業務への配置換えの際及び「6ヵ月以内ごと」に定期健康診断を受診させなければならない（衛生規則45条1項）。
2. 適切でない。睡眠時無呼吸症候群は、大きいびきや昼間の強い眠気などの症状がみられるが、疲労によるものだと思ってしまうこともあり、自覚しにくい病気である。したがって、検査対象者を限定せず、すべての運転者に対し、定期的にスクリーニング検査を実施することが望ましい。
3. 適切でない。運行管理者は、乗務員等の健康状態の把握に努め、疾病等により安全に運行の業務を遂行することができないおそれがある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させてはならない（安全規則20条1項4号の2）。運転者が運転中に体調の異常を感じた場合、運行継続の可否については、運行管理者が判断すべきであり、運転者が自ら判断で行うよう指導することは適切ではない。
4. 適切。運転者の健康管理について適切な記述である。

問27 正解2,3

1. 適切でない。たしかに運転者の運転操作ミスや交通違反等のヒューマンエラー（人的要因）により発生している交通事故は多いが、事故防止を着実に推進するためには、事故の調査や事故原因の分析が重要かつ有効である。したがって、「発生した事故の要因の調査・分析を行うことなく、事故惹起運転者や運行管理者に特別講習を確実に受講させることを中心とした対策に努めること」は適切ではない。
2. 適切。ドライブレコーダーについて適切な記述である。
3. 適切。ヒヤリ・ハットについて適切な記述である。
4. 適切でない。適性診断は、運転者の運転行動や運転態度が安全運転にとって好ましい方向へ変化するように動機付けを行うことにより、運転者自身の安全意識を向上させるためのものであり、運転に適さない者を運転者として選任しないようにするためのものではない。

問 28 正解 A① B② C①

1. 自動車がカーブを走行するとき、自動車の重量及びカーブの半径が同じ条件の場合に、速度を2分の1に落として走行すると遠心力の大きさは(A=4分の1)になる。
2. フット・ブレーキを使い過ぎると、ブレーキ・ドラムやブレーキ・ライニングなどが摩擦のため過熱してその熱がブレーキ液に伝わり、液内に気泡が発生することによりブレーキが正常に作用しなくなり制動力が低下することを(B=ペーパー・ロック現象)という。
3. 雨の降りはじめに、路面の油や土砂などの微粒子が雨と混じって滑りやすい膜を形成するため、タイヤと路面との摩擦係数が低下し急ブレーキをかけたときなどにスリップすることを(C=ウェット・スキッド現象)という。

問 29 正解 1. ① 2. ② 3. ②

1. B地点とC地点の距離について

「A営業所を7時00分に出庫し、C地点に12時10分に到着する場合のB地点とC地点の距離」を求めるには、「B地点～C地点の運転時間」を求める必要があるが、そのためには、以下のようにB地点の出発時刻を求める必要がある。

まず、A営業所～B地点の運転時間を求める必要があり、運転時間は「距離÷時速」で求めることができるので、A営業所～B地点の運転時間は $10\text{km} \div 30\text{km/h} = 1/3$ 時間(20分)\*となる。

A営業所の出庫時刻が7時00分なのでB地点の到着時刻は7時20分となり、B地点では20分間の荷積みを行っているので、B地点の出発時刻は7時40分となる。

※「1/3時間=20分」がわかりづらい場合、「1時間(60分) ← 1時間(60分) →」を3つに分割したうちの1つ」とイメージするとよい!

20分	20分	20分
-----	-----	-----

結果、B地点の出発時刻が7時40分、C地点の到着時刻が12時10分なので、所要時間は4時間30分であり、途中、中間地点で30分休憩をとっているため、所要時間である4時間30分から休憩30分を差し引いた4時間がB地点～C地点の運転時間となる。

そして、距離は「時速×運転時間」で求めることができるので、B地点とC地点の距離は、 $70\text{km/h} \times 4$ 時間 = 280kmとなる。

2. 運行当日を特定日とした場合の1日当たりの運転時間の違反の有無

問22の解説にもあるように、1日の運転時間は2日を平均し1日当たり9時間を超えてはならない。

運行当日の各地点間の運転時間は以下のようなになる。

- ・ A営業所～B地点：20分(※設問1より)
  - ・ B地点～C地点：4時間(※設問1より)
  - ・ C地点～D地点： $60\text{km} \div 30\text{km/h} = 2$ 時間
  - ・ D地点～E地点： $70\text{km} \div 30\text{km/h} = 2$ と $1/3$ 時間 = 2時間20分
  - ・ E地点～F地点： $15\text{km} \div 30\text{km/h} = 1/2$ 時間 = 30分
  - ・ F地点～A営業所： $15\text{km} \div 30\text{km/h} = 1/2$ 時間 = 30分
- すべての運転時間を合計すると9時間40分となる。

したがって、前日の運転時間が8時間40分、当日の運転時間が9時間40分であり、翌日の運転時間を8時間40分とするので、「特定日の前日と特定日の運転時間の平均」が $(8\text{時間}40\text{分} + 9\text{時間}40\text{分}) \div 2 = 9\text{時間}10\text{分}$ 、「特定日と特定日の翌日の運転時間の平均」が $(9\text{時間}40\text{分} + 8\text{時間}40\text{分}) \div 2 = 9\text{時間}10\text{分}$ となり、どちらも9時間を超えているため、改善基準に違反している。

3. 連続運転時間の違反の有無

連続運転時間(1回がおおむね連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間)は、4時間を超えてはならない(改善基準4条1項7号)。

また、運転の中断は、原則として「休憩」を与えるものとされている（同項8号）。

連続運転時間が改善基準に違反しているかどうかは、運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に、「30分以上の運転中断」をしているかどうかで判断するが、この「30分以上の運転中断」については、少なくとも1回につき「おおむね連続10分以上」とした上で分割することもできる。

つまり、“運転時間の合計が4時間を超える前に「合計30分以上の運転中断」をしなければならない（＝「運転中断の時間が合計30分に達した時点」で連続運転時間がリセットされる）”ということであり、「合計30分以上の運転中断」をする前に運転時間の合計が4時間を超えてしまった場合、改善基準に違反する。

設問1及び2で求めた運転時間を当てはめると運転状況は以下のようになる。

		【往路】 →						
A 営業 所	B地点	運転4時間 (※中間地点で30分休憩)					C地点	
	運転 20分	(荷積み) (20分)					(荷下ろし) (20分)	
	F地点		E地点		D地点		運転中断 休憩 1時間	
	運転 30分	(荷下ろし) (20分)	運転 30分	運転中断 休憩30分	運転 2時間20分	(荷積み) (20分)	運転 2時間	
		← 【復路】						

往路についてはB地点～C地点の中間地点で30分の休憩をしているので問題ないが、復路について、C地点出発後、休憩をせずに合計4時間20分（2時間+2時間20分）の運転をしているため、改善基準に違反している。

### 問30 正解1, 6, 8

<運転者が予知すべき危険要因>の①は、「対向車線の自動二輪車の右折に対する危険要因」であり、さらに【交通場面の状況等】によると「雨の降り始めであること」もわかるので、危険を避けるためには、肢イの「雨の降り始めは路面が滑りやすく停止距離が長くなるため、速度を落とし、対向車線の他車の動向に注意して走行する」よう指導することが適切である。

また、③は、「道路の左側にいる歩行者の道路横断に対する危険要因」であり、さらに前述したように「雨の降り始め」なので、危険を避けるためには、肢ウの「雨の降り始めは傘を持たない歩行者が、早く行こうとして安全を確認しないまま道路を横断してくることがあるので、いつでも停止できる速度に落として進行する」よう指導することが適切である。

そして、⑤は、「道路の右側にいる自転車の道路横断に対する危険要因」であり、危険を避けるためには、肢エの「歩行者の動きに気をとられることで、自転車を見落とすおそれがあるので、左右の動向に注意して進行する」よう指導することが適切である。

なお、その他の組み合わせについては、そもそも【交通場面の状況等】に該当する記載がなかったり、危険要因と指導事項の内容が無関係だったりするので、明らかに誤りである。

以上により、<運転者が予知すべき危険要因>とそれに対応する<運行管理者による指導事項>として最もふさわしい組み合わせは、①ーイ、③ーウ、⑤ーエとなり、肢1、6、8が正解となる。